

各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付要綱

(令和7年6月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が行う採用情報のウェブ発信を支援し、将来の地域産業の発展を担う人材確保の促進を図るため、予算の範囲内において各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（次条第2号アにおいて「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等

（2）市税を滞納していないこと。

（3）各務原市補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

（4）この補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当して実施する事業とする。

（1）事業年度から3年度以内に採用予定があり、それに資する採用活動で使用することを目的としていること。

(2) 次のいずれかに該当する事業又はそれらを組み合わせた事業であること。

ア 補助対象者が運営する採用に関するウェブサイト又はウェブページ（以下これらを「採用サイト」という。）を新設し、又は改修する事業

イ 採用を目的とした会社紹介等の動画を作成し、採用サイトに掲載する事業

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するため外部委託をする経費のうち、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める内容に係るものとする。

2 補助事業を補助事業以外の事業と併せて実施するときは、補助対象経費を明確に区別しなければならない。

3 補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、25万円を上限とする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）補助対象経費に係る見積書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あら

かじめ各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の適否を決定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日（補助事業を中止した場合においては、当該中止の承認を受けた日をいう。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金実施報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- （1）領収書その他の支払を証明する書類
- （2）補助事業の実施が確認できる採用サイト等の写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、補助事業に係る採用サイト等を閲覧し、補助事業の実施を確認するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

区分	内容
採用サイトの新設又は改修	ディレクション、設計、デザイン、コーディング、コンテンツ作成及び登録、動作確認及びバグ修正、採用サイト公開等の作業
会社紹介等の動画作成及び採用サイトへの掲載	動画の企画及び構成、撮影、編集等の作業並びに当該動画の採用サイトへの掲載作業

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者の役職

代表者 氏名

各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付申請書

各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、誓約事項のとおり誓約し、事業計画書その他関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納入状況を調査することを承諾します。

1 補助事業の事業計画

事業計画書（様式第2号）のとおり

2 誓約事項（内容をご確認の上、チェック（）を入れてください。）

- 本補助金の補助事業について、国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体から同種の補助を受けていません。
- 私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。）ではありません。

3 添付書類

（1）補助対象経費に係る見積書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

4 連絡先

担当者 (申請書作成者)	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

5 その他参考事項

- 交付決定通知書、確定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。

（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※□にチェック（）を入れた場合のみ、公印を省略します。

公印の省略に承諾した方で次を希望する場合、チェック（）を入れてください。

- 補助金の交付に係る通知書を電子データで受け取ることを希望します。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

申請者の名称	
代表者の役職・氏名	
所在地	
資本金額	
従業員数	
事業概要 ア. 事業内容 イ. 特徴	ア. イ.

2 事業計画

採用予定年度	年度	
採用予定人数	年度 人	
補助事業の内容 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 採用サイトの新設又は改修 <input type="checkbox"/> 採用を目的とした会社紹介等の動画作成及び採用 サイトへの掲載	
自社ウェブ サイトの U R L	トップページ	
	改修する場合 対象ページ	
具体的な採用に関する取 組内容	① 今までの自社での取り組み内容 ② 補助事業に取り組むきっかけとなった課題	

	<p>③ 補助事業を行うことで、課題がどのように活用・改善されるか</p> <p>④ 補助事業において見込まれる効果</p>
補助事業実施のスケジュール (新設、改修等を行ったページの公開時期や採用スケジュールも含めて記述すること)	事業完了予定日： 年 月 日

3 経費明細表

経費区分	事業に要する経費 (税抜きの額)	補助対象経費 (税抜きの額)	補助金交付申請額 ((B) × 1 / 2)
採用サイトの新設又は改修に係る費用			
動画作成及び採用サイトへの掲載に係る費用			
合計	(A)	(B)	(C)

※ (C) は上限 25 万円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月
日

様

各務原市長

各務原市若者人材確保のためのWe b 対策支援補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった各務原市若者人材確保のためのWe b 対策支援補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、各務原市若者人材確保のためのWe b 対策支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

審査結果	交付	不交付
交付決定金額		円
交付条件	1 補助金を他の目的若しくは用途に使用し、又は虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 3 事業が完了したときは、各務原市若者人材確保のためのWe b 対策支援補助金実施報告書（様式第6号）を提出すること。 4 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年後以後5年間保存すること。 5 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。	
不交付の理由		

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金
(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金に係る補助事業を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

区分	変更	中止	廃止
変更・中止・廃止の理由			
交付決定を受けた額			円
変更後の補助金の額			円

※補助金の交付決定額を変更する場合は、算出根拠となる書類を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金
(変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業の(変更・中止・廃止)については、下記のとおり決定しましたので、各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

審査結果	承認	不承認	
区分	変更	中止	廃止
承認の条件等			
変更前の補助金の額	円		
変更後の補助金の額	円		
不承認の理由			

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金
実施報告書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金に係る補助事業が完了したので、各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 補助事業名 各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援事業

2 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
	円		円
	円		円
計	円	計	円
収入支出差引額		円	

3 事業実績

補助事業の内容 (該当するものに○)	() 採用サイトの新設又は改修 () 採用を目的とした会社紹介等の動画作成及び採用サイトへの掲載
事業完了日	年　月　日

自社ウェブ サイトの U R L	トップページ	
	改修した場合 対象ページ	
効果検証 (事業完了後 1 年間で目 標とするアクセス数、視 聴数)		

4 添付書類

- (1) 領収書その他の支払を証明する書類
- (2) 補助事業の実施が確認できる採用サイト等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月
日
様

各務原市長

各務原市若者人材確保のためのWe b 対策支援補助金
確定通知書

年 月 日付で実施報告のありました補助事業について、審査の結果、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、各務原市若者人材確保のためのWe b
対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の役職
代表者 氏名

各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金
交付請求書

各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金の交付を受けたいので、各務原市若者人材確保のためのWe b対策支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名 (該当する名称の□に☑を記入)		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協
支店名 (該当する名称の□に☑を記入)		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所
預金種類 (該当する種類の□に☑を記入) 口座番号	<input type="checkbox"/> 1. 普通 <input type="checkbox"/> 2. 当座	
口座名義人	(フリガナ)	